

豊明市分別収集計画

(第11期 令和7年9月策定)

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市の廃棄物処理については、2市2町（大府市・豊明市・東浦町・阿久比町）で構成する東部知多衛生組合の一般廃棄物処理施設で処理を行っている。構成市町においてはごみの減量化に取り組んでおり、本市も平成31年3月に「豊明市家庭系ごみ減量化実施計画」を策定し、これを踏まえたうえで各種施策を実施し、引き続き減量化に取り組んでいるところである。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ② リデュース・リユース・リサイクルの推進。
- ③ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減。
- ④ リサイクル活動及び環境教育の推進。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	2, 8 0 6	2, 7 9 7	2, 7 8 7	2, 7 7 8	2, 7 6 9

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から、役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ レジ袋削減、簡易包装の推進、再生品や詰め替え商品の販売促進、容器包装店頭回収、マイバックの推進を小売店等へ協力依頼をする。
- ・ 事業系ごみとして処分されている資源が適正にリサイクルできるよう、事業者へ排出方法の指導、説明、リサイクル業者の紹介を行う。
- ・ 住民の資源分別を奨励し、支援するため地域の町内会及び子ども会等に資源回収奨励金を交付する。
- ・ 各地域単位でごみの減量やリサイクル、環境美化等に対して、積極的に取り組んでもらうことを目的に、資源に関する説明会を行う。
- ・ とよあけクリーン月間を実施し、市民のごみ減量及び環境美化意識の啓発・向上を図り、住民との直接対話による相互理解を深め、各地域に見合ったきめ細かな対応を行う。
- ・ 市民の環境行政に対する理解を深めるため、ごみの分別方法を示した「ごみの分け方・出し方」のパンフレットを作成配布し、リサイクル製品による啓発や、広報・ホームページでもごみの分別に関する情報を掲載するなどさまざまなメディアを用いて、リサイクル意識の向上を図る。
- ・ 保育園、小中学校、及び高校へ出前講座等を行なうことで身近な「ごみ」をきっかけに環境問題に関心を持ってもらい、循環型社会の形成の推進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	スチール類、アルミ類
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	有料ビン、その他のビン
主として段ボール製の容器	牛乳パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込
み
(法第8条第2項第4号)

単位：t

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	53		52		52		52		52	
主としてアルミ製の容器	54		54		53		53		53	
無色のガラス製容器	合計 135		合計 134		合計 134		合計 133		合計 133	
	引渡	独自 135	引渡	独自 134	引渡	独自 134	引渡	独自 133	引渡	独自 133
茶色のガラス製容器	合計 81		合計 81		合計 80		合計 80		合計 80	
	引渡	独自 81	引渡	独自 81	引渡	独自 80	引渡	独自 80	引渡	独自 80
その他のガラス製容器	合計 54		合計 54		合計 54		合計 53		合計 53	
	引渡 54	独自	引渡 54	独自	引渡 54	独自	引渡 53	独自	引渡 53	独自
主として紙製容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	12		12		12		12		11	
主として段ボール製の容器	279		278		277		276		275	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計 106		合計 106		合計 106		合計 105		合計 105	
	引渡 96	独自 10	引渡 96	独自 10	引渡 96	独自 10	引渡 95	独自 10	引渡 95	独自 10
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計 116		合計 116		合計 115		合計 115		合計 114	
	引渡 58	独自 58	引渡 58	独自 58	引渡 57	独自 58	引渡 57	独自 58	引渡 57	独自 57
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 646		合計 644		合計 642		合計 639		合計 637	
	引渡 646	独自	引渡 644	独自	引渡 642	独自	引渡 639	独自	引渡 637	独自
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	72		72		71		71		71	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※人口変動率は、令和6年3月「豊明市一般廃棄物処理基本計画」における現況推移ケースの将来人口推計値の増減率を算出し、本市における令和6年度の人口値を基準として、増減率を乗じ勘案し、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
67,854人 (対前年度比) 100.23%	67,630人 (対前年度比) 99.67%	67,406人 (対前年度比) 99.67%	67,184人 (対前年度比) 99.67%	66,962人 (対前年度比) 99.67%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、現在、子ども会等の集団回収が進んでいる紙類・布類については、引き続き、これらの団体が分別収集を実施できるものとする。

分別収集実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運 搬段階	選別・保管 等段階
金 属	スチール製容器	スチール類	委託業者 等 に よ る 指 定 日 回 収	委託業者
	アルミ製容器	アルミ類		
ガラス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	有料ビン (リターナブルビン)		
		その他のビン		
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック		
	段ボール	ダンボール		
	その他紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック		
	製品プラスチック			

その他の資源物

紙 類	新 聞	委託業者による指定日回収	委託業者
	雑誌・雑紙		
布 類	衣類・布類		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、分別収集した資源物は収集業者の民間保管施設でリサイクルルートに乗せており、また一般ごみに混入した資源物は、東部知多クリーンセンター（2市2町で構成の一部事務組合）で選別を行いリサイクルしている。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール類	プラスチック コンテナ	平ボディ車	民間ストック ヤード
アルミ製容器	アルミ類	プラスチック コンテナ及び PP袋	平ボディ車	
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	有料ビン (リターナブルビン)	プラスチック コンテナ	平ボディ車	民間ストック ヤード
	その他のビン			
飲料用紙製容器	牛乳パック	しばって排出	平ボディ車	民間ストック ヤード
段ボール	ダンボール	しばって排出	パッカー車、 平ボディ車	民間ストック ヤード
その他紙製容器 包装	紙製容器包装	しばって排出	平ボディ車	民間ストック ヤード
ペットボトル	ペットボトル	プラスチック コンテナ及び PP袋	平ボディ車	民間ストック ヤード
プラスチック	プラスチック 製容器包装	市指定袋	パッカー車	民間ストック ヤード
	製品プラスチック			

その他の資源物

新 雑	聞 誌	新 雑誌・雑紙	しばって排出	平ボディ車	民間ストック ヤード
布	類	衣類・布類	透明袋	平ボディ車	民間ストック ヤード

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 分別収集の推進を図るうえで必要と考えられる事項

自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、資源の分別方法、回収方法等について周知徹底を図るため、区・町内会・子ども会等を対象に資源説明会を開催し、分別収集への協力を求める。

(2) 分別収集、集団回収を促進するために必要と考えられる事項

資源の回収を促進するため、回収量に応じて各団体に対して奨励金を交付する。また、生活様式の多様化により、集団回収には対応できない市民のために資源の拠点回収をする。